



2025年4月14日

各位

会社名: AI フュージョンキャピタルグループ株式会社
(コード:254A 東証スタンダード市場)
代表者名: 代表取締役社長 澤田 大輔
問合せ先: 財務経理部長 西田 賢一郎
(TEL: 03-6261-9511)

第三者割当による第2回乃至第4回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第5回新株予約権の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年3月28日付の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第2回乃至第4回新株予約権（以下それぞれを「第2回新株予約権」、「第3回新株予約権」及び「第4回新株予約権」という）の発行及び株式会社DSG1（以下EVO FUNDと個別に又は総称して「割当先」という）を割当先とする第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権と個別に又は総称して「本新株予約権」という）の発行に関して、本日、発行価額の総額(8,373,000円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権の発行及び割当先による本新株予約権の行使によって調達する資金の全額を、暗号資産への投資に充当いたします。本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年3月28日公表の「第2回乃至第4回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第5回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2025年4月14日
(2) 新株予約権の総数	計 19,000 個 第2回新株予約権：8,000 個 第3回新株予約権：3,000 個 第4回新株予約権：2,000 個 第5回新株予約権：6,000 個
(3) 発行価額	総額 8,373,000 円 第2回新株予約権 1 個当たり 290 円 第3回新株予約権 1 個当たり 1 円 第4回新株予約権 1 個当たり 1 円 第5回新株予約権 1 個当たり 1,008 円
(4) 当該発行による潜在株式数	1,900,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第2回新株予約権：800,000 株 第3回新株予約権：300,000 株

	<p>第4回新株予約権：200,000株 第5回新株予約権：600,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれの回号についても620円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,900,000株であります。</p>
(5) 調達資金の額	3,047,173,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>第2回新株予約権：当初行使価額1,240円 行使価額は、2025年4月15日に初回の修正がされ、以後1取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日（但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。以下同じ。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>第3回新株予約権：当初行使価額2,500円 第4回新株予約権：当初行使価額3,000円 第3回新株予約権及び第4回新株予約権について、当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができ、かかる決定がなされた場合、当社は直ちにその旨を新株予約権者（但し、新株予約権者がEVO FUNDの場合、EVO FUNDの関係会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：ショーン・ローソン。以下「EJS」という。）とする）に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日（同日を含む）の5取引日後の日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正され（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という）、行使価額は、修正日の直前取引日（但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする）に修正されます。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができません。</p> <p>第5回新株予約権：当初行使価額1,178円</p>

	<p>(1) 2025年10月15日以降、第5回新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、第5回新株予約権の行使価額は、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」という)の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を四捨五入した金額に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、①第5回新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は上記第(1)号に基づく決議を行うことができません。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第2回新株予約権：EVO FUND 8,000個</p> <p>第3回新株予約権：EVO FUND 3,000個</p> <p>第4回新株予約権：EVO FUND 2,000個</p> <p>第5回新株予約権：DSG1 6,000個</p>
(8) 権利行使期間	<p>第2回新株予約権： 2025年4月15日(当日を含む)から2027年4月15日までとします。</p> <p>第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権： 2025年4月15日(当日を含む)から2028年4月17日までとします。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上

